

船舶検査の方法の一部改正について

1. 背景

海難事故防止、船員労働環境の改善、職場の魅力向上への期待から、近年自動運航船に注目が集まっているところ、自動運航船の 2030 年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進めている。

これまで自動運航船に関する明確な安全基準は規定されてこなかったが、自動運航船検討会にワーキンググループ（以下「WG」）を設置し、専門家等によりこれらの検討がされ、本年 5 月 30 日に船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の改正を行った。また、本年 6 月 3 日の第 5 回自動運航船検討会において、船舶検査心得及び自動運航システム等の検査方法が承認されたことを受け、以下概要のとおり、自動運航システム等の検査の方法を定め、船舶検査の方法を改正する。

2. 概要

- （1）自動運航船検討会及び WG の検討を踏まえ、自動運航システム等の検査の方法を新たに定める。【国海査第 100 号】
- （2）上記（1）に関連して、船舶検査の方法 A 編以下各編を改正する。【国海査第 102 号】
- （3）その他所要の改正【国海査第 102 号】

3. 施行日

令和 7 年 6 月 30 日

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
共有船舶建造支援部

部長

井上 清登

一般財団法人 日本海事協会

会長

菅 勇人

一般社団法人 日本船主協会

理事長

篠原 康弘

一般社団法人 日本造船工業会

専務理事

斎藤 英明

一般社団法人 日本中小型造船工業会

専務理事

岩本 泉

日本小型船舶検査機構

理事長

高野 裕文

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

専務理事

濱田 哲

日本内航海運組合総連合会

理事長

河村 俊信

一般社団法人 日本舶用機関整備協会

専務理事

田中 独歩

一般社団法人 日本舶用工業会

専務理事

矢頭 康彦

一般社団法人 大日本水産会

専務理事

高瀬 美和子

一般社団法人 日本外航客船協会

常務理事

伊藤 正幸

一般社団法人 日本旅客船協会

会長

加藤 琢二

一般社団法人 日本長距離フェリー協会

常務理事

畠山 博文

一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会

事務局長

田北 順二

一般社団法人 日本船舶電装協会

専務理事

渡田 滋彦

一般財団法人 日本舶用品検定協会

常務理事

小濱 照彦

全日本海員組合

組合長

松浦 満晴

一般社団法人 日本海事代理士会

会長

松井 直也

一般財団法人 日本船舶技術研究協会

専務理事

加藤 光一

一般社団法人 日本作業船協会

会長

千葉 光太郎

公益社団法人 日本海難防止協会

会長

池田 潤一郎

一般社団法人 海洋水産システム協会

会長

平石 一夫

一般社団法人 日本港湾タグ事業協会

会長

阿部 昭一

Lloyd's Register Group Limited

船級日本地域代表者

濱中 誠司

DNV AS

Country Manager,
Japan

Stian Erik Sollied

American Bureau of Shipping

Area Operation
Manager, Japan

増永 幸大郎

ビューローベリタスジャパン株式会社

船級部門長

杉原 義之

海上保安庁装備技術部船舶課

課長

高橋 治